

総務委員会資料

平成31年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第1号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市民間活用推進委員会の設置について
(案)

資料2 新旧対照表

平成31年2月8日
総務企画局

川崎市民間活用推進委員会の設置について（案）

1 趣旨

- 現在、行財政改革第2期プログラムに位置付けた改革課題を着実に実行するため、民間事業者とのパートナーシップに基づく**市民満足度の高い行政サービスの提供に向けたしくみ等を構築し、最適な公共サービスの提供につながる民間活用の取組を推進**しています。
- 今後、本市の民間活用の基本的な方針となる「**民間活用ガイドライン**（平成20年11月）」及び本市のPFIの基本方針となる「**新事業手法（川崎版PFI）導入実務指針**（平成14年5月）」等については、**現行の法制度や昨今の民間活用の実態に即した内容に改正することを予定**しています。
- また、**民間事業者と連携して課題解決へとつなげていくルールやプロセスを明確にする**とともに、ベストな連携手法かどうかを総合的に判断したうえで、市民サービスの向上に十分に活かしていくなど、**民間のノウハウの最有効活用に向けたしくみを構築していく**必要があります。
- これらの本市の取組を専門的見地から調査・審議する機関として、「川崎市附属機関設置条例」を改正し、平成31年度から、「**川崎市民間活用推進委員会**」（以下、「**委員会**」という。）を附属機関として**位置づける**ものです。

2 委員会の所掌事務

○所掌事務

公共サービスの提供における**民間事業者の活力の活用に関する方針**その他**民間事業者**

の活力の活用の推進①のために必要な事項に関して**調査審議する**②こと

- ① 本市の**民間活用に関する方針等の策定・改正**に関する事、その他**民間のノウハウの最有効活用に向けた制度構築**に関する事、**新たな民間活用のしくみにおける民間事業者との連携**に関する事など、本市の民間活用を総合的に推進する見地から、必要な事項に関する事務を所掌します。
- ② 上記の事項に関して、**市の取組の適正性、妥当性等の調査検証**を行うとともに、**より効果的に取組の推進を図るために、専門的視点からの審議**を行います。

3 委員の構成・委員の任期

○委員の構成

学識経験者5人（PPP（公民連携）、公共経済、法律、民間事業等の識者）で組織します。

○委員の任期

委員会の委員の任期は**2年間**とします。

4 調査審議の具体的な内容

初年度（平成31年度）

- 「民間活用ガイドライン（平成20年11月）」及び「新事業手法（PFI）導入実務指針（平成14年5月）」の改正に関する調査審議
- 「今後の取組の方向性（※）」に示した取組の制度構築に関する調査審議

初年度以降（想定）

- 新たな民間活用の取組に関する進捗管理
- 民間提案制度等での提案内容に関する調査審議
- その他、民間活用の総合的な推進に関する必要な事項に関する調査審議

※ 民間活用の推進に向けた取組の方向性について（平成30年7月26日総務委員会資料）

【今後の取組の方向性】

- （1）民間事業者との「対話」によりパートナーシップを深めるための「窓口」と「ネットワーク」の機能強化
→ 民間事業者からの優良な提案を積極的に促すための「窓口」のあり方の検討、民間事業者との交流を推進する「ネットワーク」形成の検討
- （2）民間事業者のアイデアやノウハウを市政に生かすしくみの構築
→ 「マーケットサウンディング調査」の制度化の検討、民間事業者による提案制度の検討
- （3）民間事業者が提供するサービスの維持・向上に向けた取組の推進
→ 職員向けのモニタリング力強化に向けた研修会・指定管理者との交流会の開催の検討、制度所管によるモニタリングの実施の検討、指定管理者とのサービス水準を維持・向上するための協約手法の検討
- （4）民間活用の一元的な推進
→ 民間活用の総合調整に加え、公有財産の有効活用や包括連携協定の運用と有機的に連携した取組を推進

5 委員会のスケジュール（想定）

平成31年度（条例案採決後予定）											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	第1回委員会							第2回委員会			
	●正副委員長互選 ●趣旨説明 ●スケジュールの確認 ●論点整理の審議							●「新たな民間活用の方針」等に関する審議			
								第3回委員会			
								●「新たな民間活用の方針」等に関する審議			
									第4回委員会		次年度以降継続

○委員の選定

学識経験者については、**各分野の識見を有する大学教授や法曹、PPP（公民連携）に精通する識者等**を中心に選定します。

○委員会の開催

委員会は、平成31年度は4回の開催を想定しています。第1回は**趣旨説明や論点整理に関して審議**し、第2～3回は「**新たな民間活用の方針**」等に関する**審議**を行い、第4回はそれまでの審議内容を確認しつつ最終的な審議を行うことを想定しています。

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号 別表第1（第2条～第5条関係） 市長の附属機関					○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号 別表第1（第2条～第5条関係） 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
(略)					(略)				
川崎市行財政改革推進委員会	行財政改革に関する取組及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	委嘱された日から当該年度の末日まで	川崎市行財政改革推進委員会	行財政改革に関する取組及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	委嘱された日から当該年度の末日まで
川崎市民間活用推進委員会	公共サービスの提供における民間事業者の活力の活用に関する方針その他民間事業者の活力の活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	2年	(新設)				
川崎市公共	社会資本の整備を目的とす	5人	学識経験者	2年	川崎市公共	社会資本の整備を目的とす	5人	学識経験者	2年

改正後					改正前				
事業評価審査委員会	る公共事業でその費用が国から交付されるものに係る評価に関して調査審議すること。	以内			事業評価審査委員会	る公共事業でその費用が国から交付されるものに係る評価に関して調査審議すること。	以内		
(略)					(略)				